

# 新たな地域コミュニティ支援事業（中間支援組織の活用）

## ◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、新たな市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用し、校区等地域における地域活動協議会の形成など、市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的とする。

## ◆実施体制

公募型プロポーザルにより決定した委託事業者（中間支援組織）が、浪速区に「まちづくりセンター」を設置し、「アドバイザー」、「地域まちづくり支援員」を配置する。

- ・アドバイザー：「まちづくりセンター」において、地域まちづくり支援員を指導及び助言する。
- ・地域まちづくり支援員：会議等運営の知識やノウハウを有する者、また、地域活動の実績を有し、地域事情に精通した者等が事業者により公募・採用され、地域の支援にあたる。

## ◆具体的な業務内容

- (1) 若い世代など幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- (2) 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援
- (3) 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- (4) 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- (5) 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
- (6) 地域活動協議会の事務局機能充実に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
- (7) NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導
- (8) 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進
- (9) 地域の歴史や資源を発掘・普及することなどを通じて、世代間交流の促進を支援

## ◆委託期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

（外部有識者等で構成される事業評価会議による審査を行い、今年度の受託者に継続して委託することが適当であると認めた場合に限り、平成 27 年度まで契約を更新できる。）

中間支援組織のイメージ図

